

令和5年度 人材養成研修 管理職員研修
地域生活定着促進事業の推進等に資する事項の理解

保健・医療分野の他分野との連携

大西眞由美

長崎大学生命医科学域(保健学系)

本日のお題

- **地域共生社会の実現**の観点から、地域生活定着促進事業を効果的かつ効率的に実施するために取り組むべき事項等
 - これまで以上にスムーズな連携をするために、**保健**(医療)機関が地域生活定着支援センターに対してどのように考えているか、地域生活定着支援センターはどのようにアプローチしていけば良いのか
- ➡ **保健師との協働**

保健師

- 保健師助産師看護師法総則第二条「厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者」(国家資格): **看護師免許 + 保健師免許**
- 人々が抱える健康課題・問題を解決するため、当事者である個人や家族を支援すると同時に、課題・問題の原因や広がり、深刻さを見極めながら、**地域社会全体に働きかけて支援**するための知識や技術を有する公衆衛生(地域保健)の専門家
- 人びとが抱える健康課題・問題の背景にある社会の課題・問題も考慮し、原因を探索して根本的な解決を図っていく「**社会を看護する仕事**」

保健師の仕事

- 社会の基盤となる**健康な地域を地域住民と共に創っていく**「地域づくり」を念頭に置きつつ、地域住民自らが主体的に行動し、地域住民自身や地域全体の健康状態を改善できるように支援する仕事
 - 地域に顕在・潜在している健康課題を把握し、課題解決のための計画を立案し、実施、評価する仕事
 - **地域の健康課題の解決に必要な社会資源を開発**する仕事など
 - 具体的には、対象となる個人や家族への家庭訪問や健康相談、集団への健診・検診や健康教育、地区組織の育成等
 - これらの活動は**保健師自身が地域に出向き(アウトリーチ機能)**、地域に根ざして展開される活動(地区活動)
- ➡ 豊かなソーシャルキャピタル(住民や組織同士がつながり、地域に根ざした信頼やネットワークなどの社会関係)の醸成を図る役割を担う

保健師活動の対象

■ 地域で生活するあらゆる年齢層・健康レベルの人々

乳幼児から高齢者

健康な人から病気や障がいを抱える人

■ 地域全体の健康

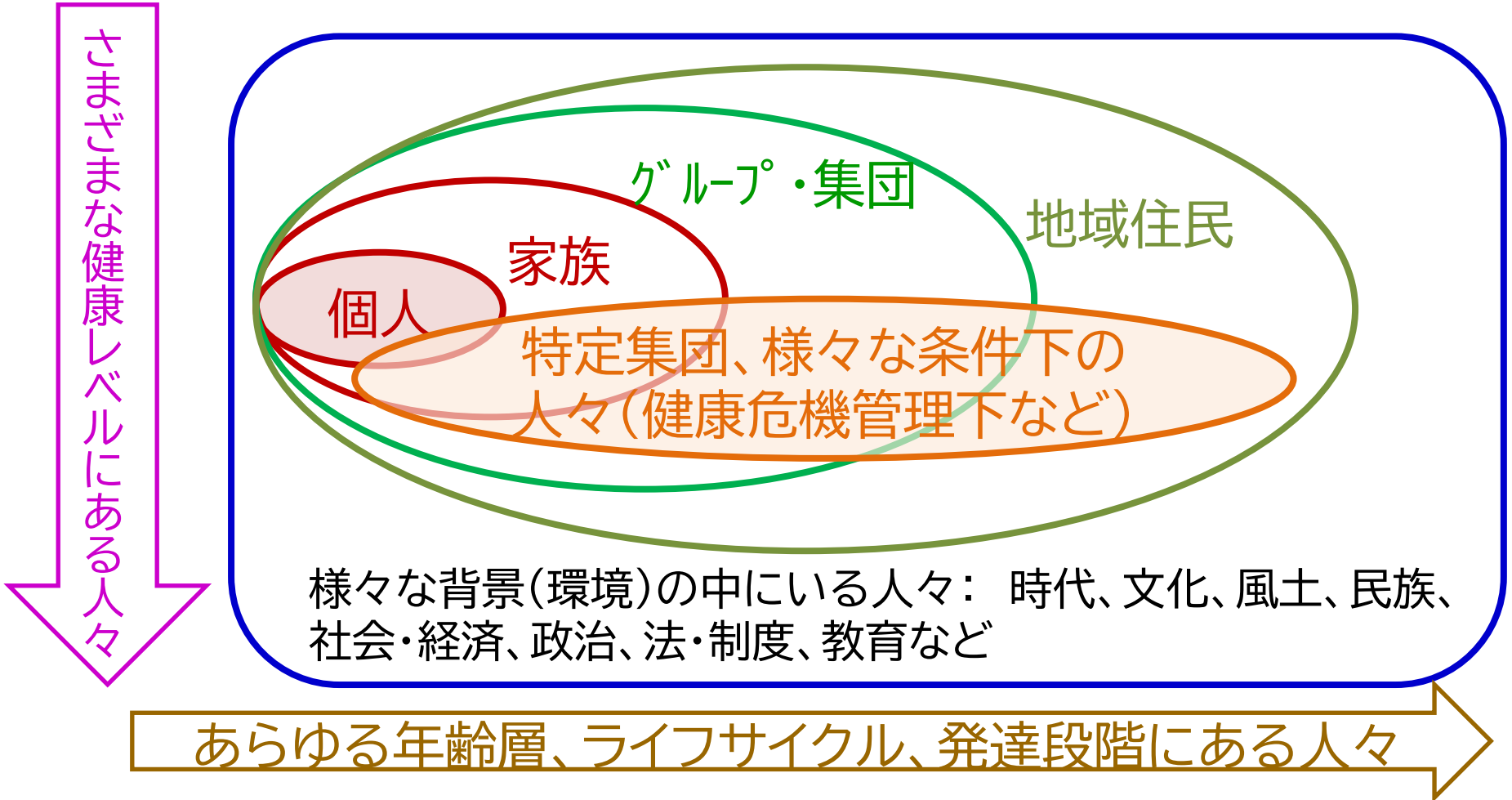


シームレスな

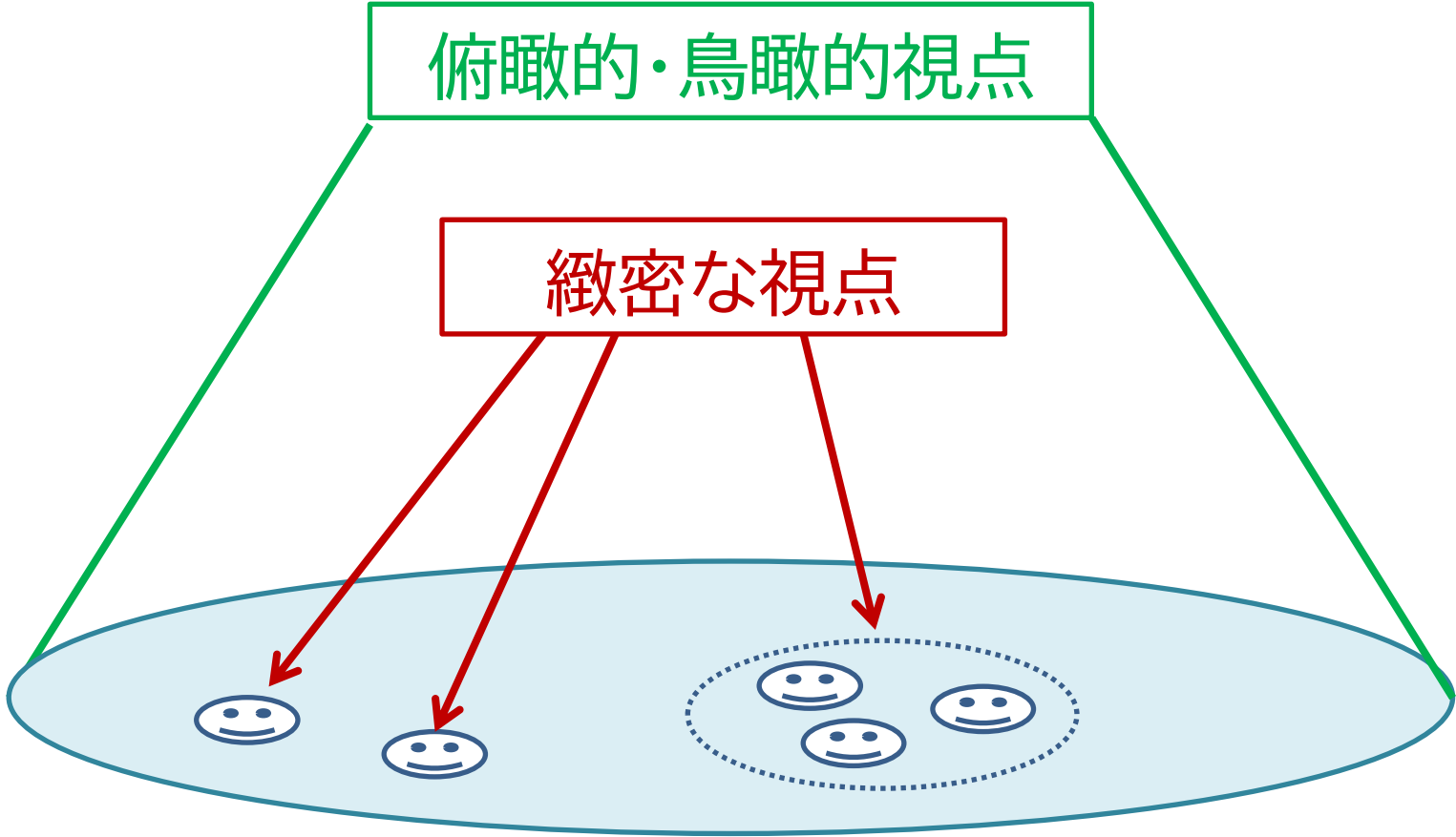
ライフコース・アプローチ
保健・医療・福祉の連携



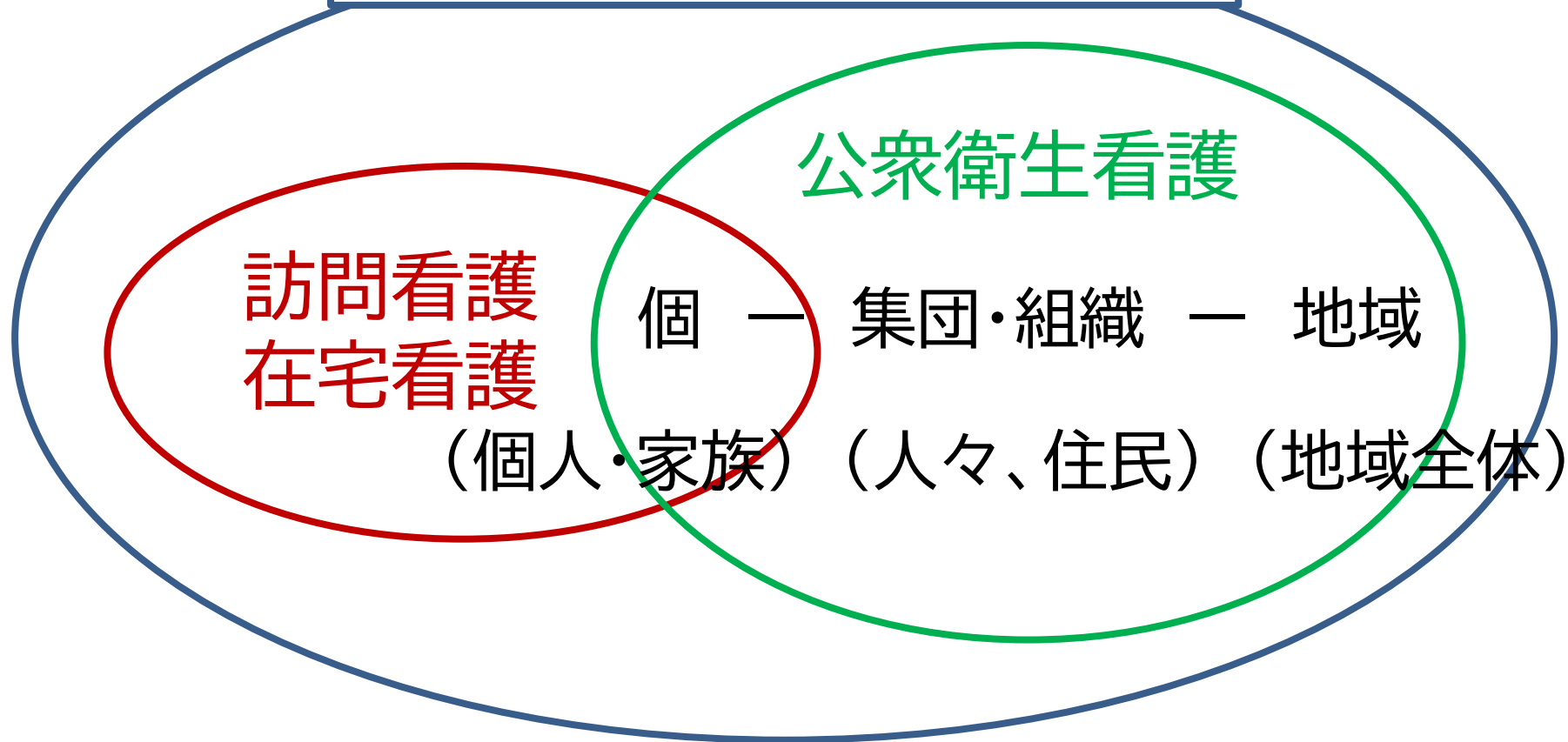
保健師活動の様々な対象



地域(コミュニティ)を観察、アセスメントする視点



地域看護の構成と対象



地域看護活動

訪問看護
在宅看護

看・看連携

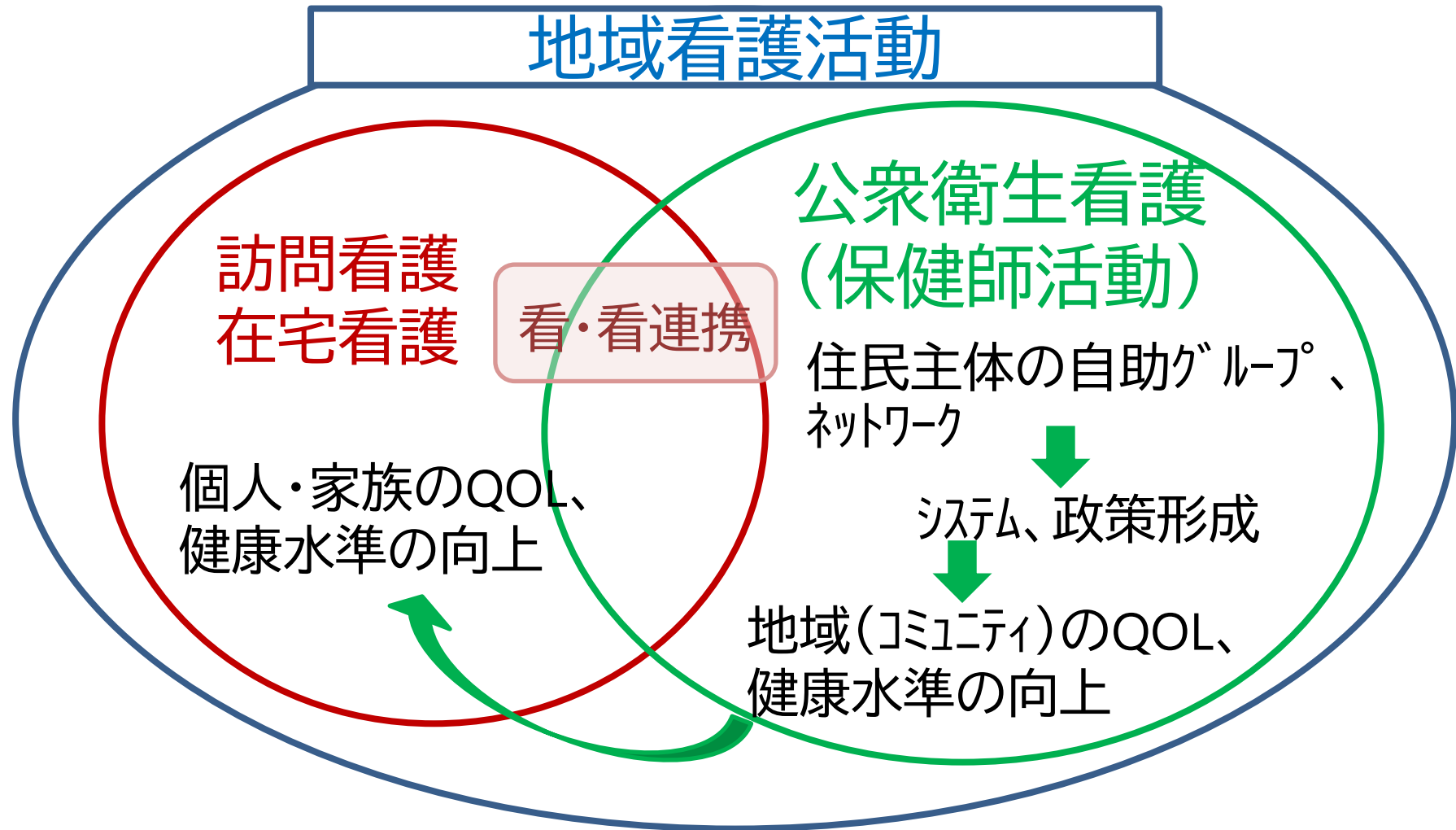
個人・家族のQOL、
健康水準の向上

公衆衛生看護
(保健師活動)

住民主体の自助グループ、
ネットワーク

システム、政策形成

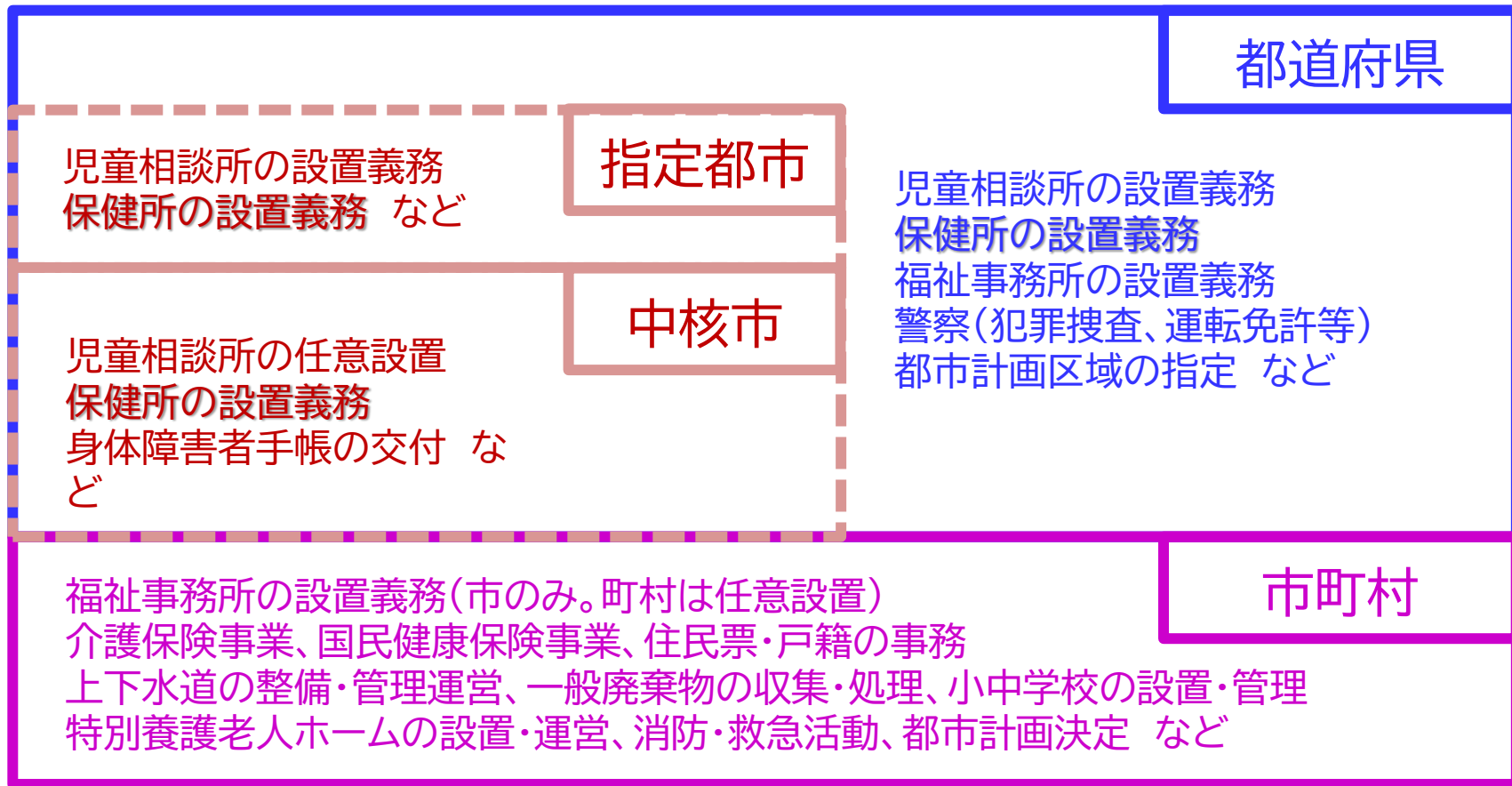
地域(コミュニティ)のQOL、
健康水準の向上



保健師が働く場

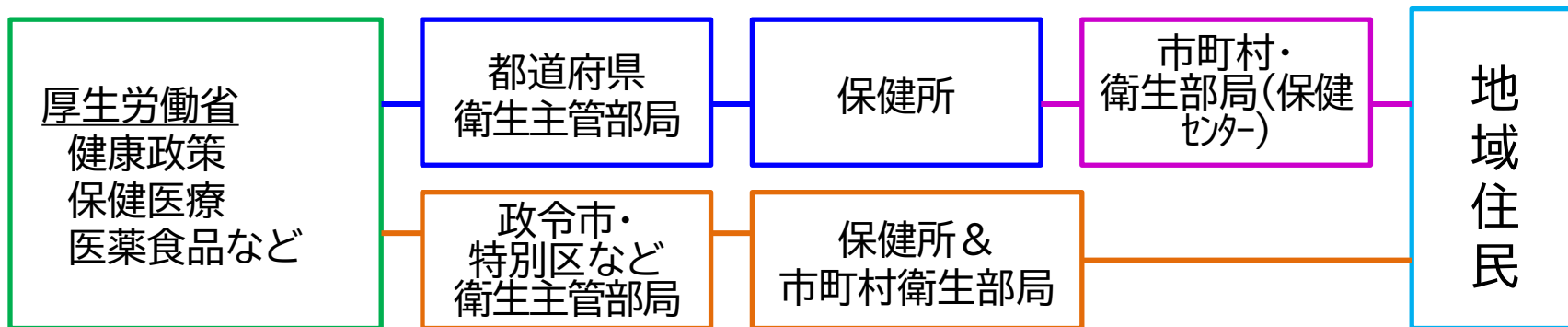
保健センター	市町村が設置する行政機関。乳幼児健診や子育て支援、成人への生活習慣病予防教室、高齢者の生きがいづくりや介護予防教室等、市民向けのさまざまな健康づくり事業を行う
保健所	都道府県・特別区・指定都市・中核市・政令市が設置する行政機関。難病や結核等の疾患を療養する者及び精神障がい者への相談・支援の他、広域的で専門性の高い業務を行う
企業・事業所	企業で働く労働者、雇用者の健康管理・増進に従事しており、働く人びとの健康管理、職場の環境管理、労作時の作業管理等の視点から健康管理を行う(生活習慣病対策、メンタルヘルス対策等)
地域包括支援センター	地域で暮らす高齢者や障がい者等の健康や生活の支援を中心に、地域の保健医療福祉の向上を包括的に行う中核機関(市町村)。高齢者の介護予防を中心としたケアマネジメント、高齢者や障がい者の権利擁護事業等を担う
福祉施設	大きく高齢者を対象にした施設と子どもを対象にした施設に分けられる。児童相談所では、虐待によるPTSDや障害のある子どものケアにあたる
学校	学校保健室などで働く保健師は、教職員と協力して、生徒や教職員を対象に、健康診査、健康相談、健康教育、施設の環境管理等を行う ※養護教諭の一部は、保健師免許を保有している

地方公共団体が担う主な事務(保健医療福祉関連)



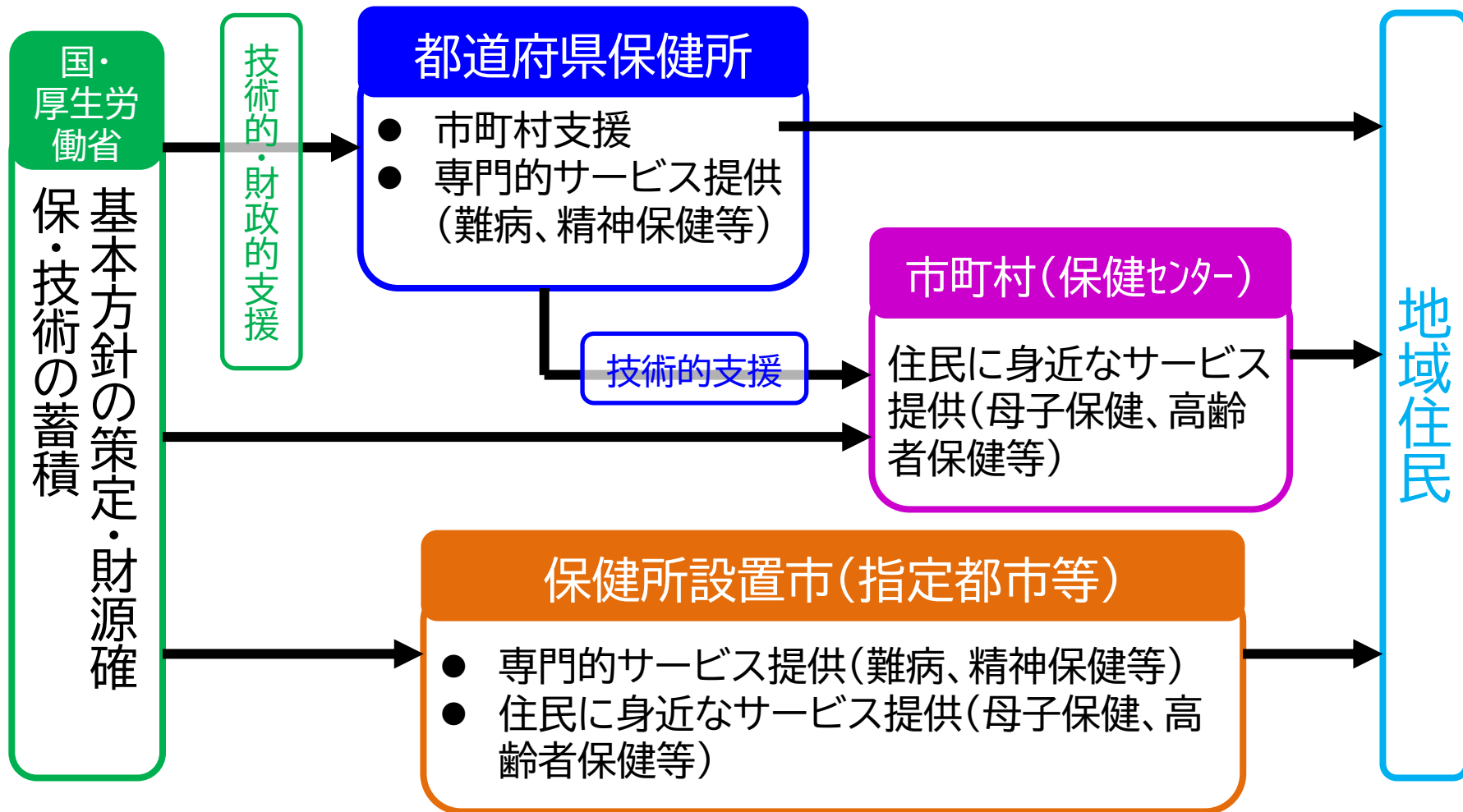
参照)総務省. 地方自治制度の概要

一般保健衛生行政組織



就業先別にみた保健師数(2020年12月30日現在) 国民衛生の動向2022/2023		
総数	55,595人	100.0%
都道府県	1,429人	2.6%
保健所	8,523人	15.3%
市区町村	30,450人	54.8%
その他(事業所、病院、介護保険施設等)	15,193人	27.3%

一般衛生行政： 国・都道府県・市町村の役割・機能

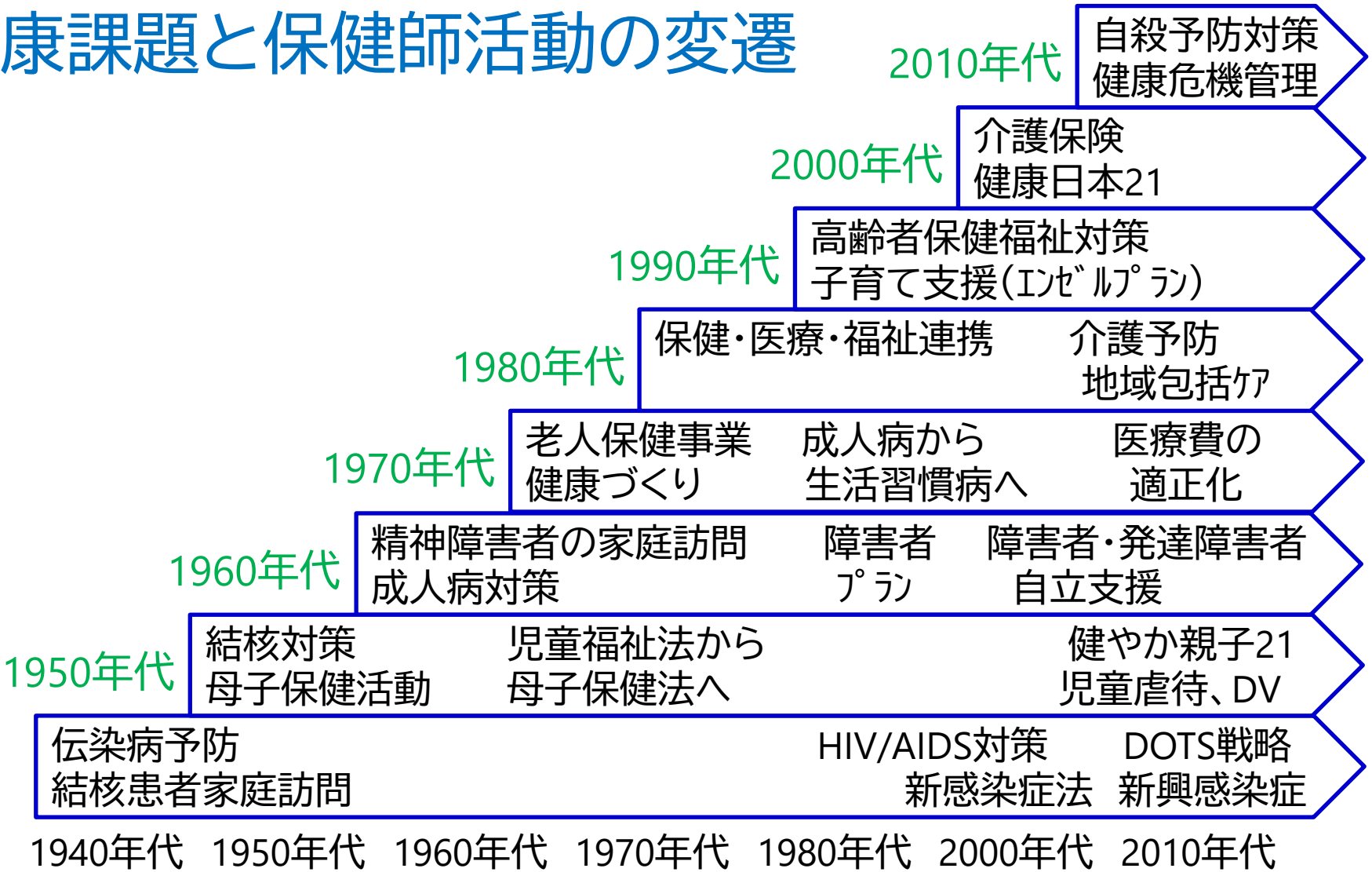


保健所および市町村における公衆衛生活動 (地域保健法による変化:都道府県と市町村の役割見直し)

保健所	市町村
<ul style="list-style-type: none">● 広域的● 専門的● 技術的拠点● 精神保健対策● 難病対策● 結核・感染症対策● EIS[®] 対策● 健康危機事例発生時の対応など	<ul style="list-style-type: none">● 一次保健サービス(直接的住民サービス)● 健康増進、老人保健、介護予防、母子保健、児童虐待予防、精神保健福祉等の保健サービス健康課題に関する住民の身近な相談者● 生涯を通じた健康づくり● 地区組織、ボランティア組織、自助グループ等の育成● 日常の地区保健活動の実践 など

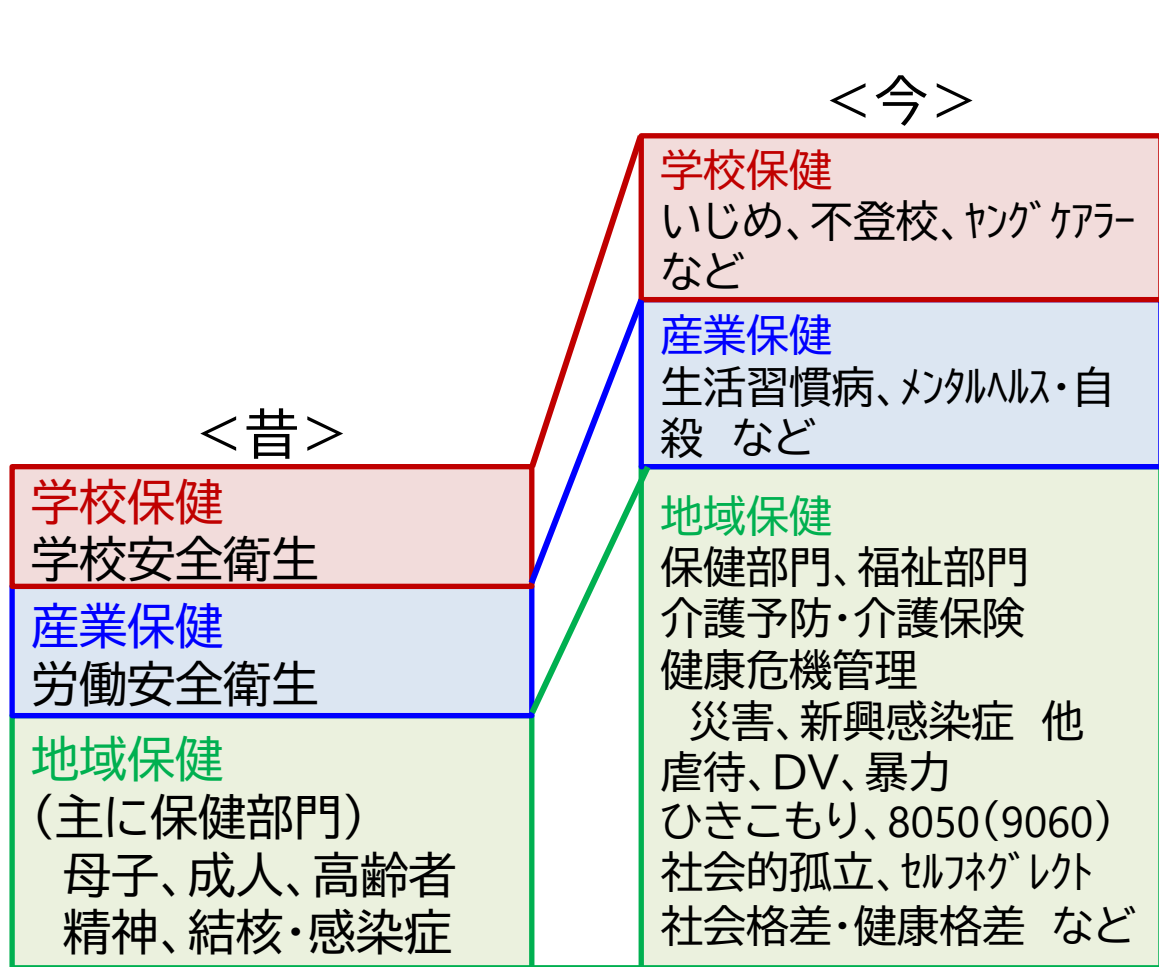
健康課題と保健師活動の変遷

1941年
保健師規則の制定



1940年代 1950年代 1960年代 1970年代 1980年代 2000年代 2010年代

保健師活動の場・内容の今昔



<これから>

ますます…

- 超少子高齢社会
- 医療・介護費の高騰
- 社会格差の拡大
- 健康課題の複雑多様化

人口10万人当たりの保健
医療従事者数(2020年)

医師: 269.2人
薬剤師: 255.2人
保健師: 44.1人
助産師: 30.1人
看護師: 1015.4人

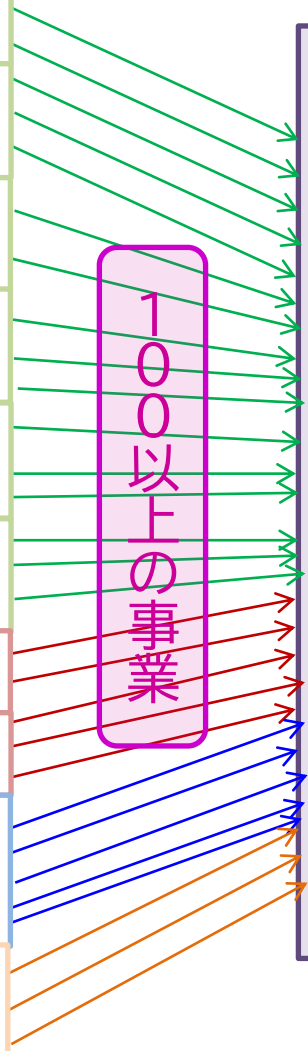
改正精神保健福祉法(2022年12月)

- 精神障害者等に対する包括的支援の確保について明記(第46条)
- 精神障害者等の支援は、地域の実情に応じて、精神障害者等の心身の状態に応じた保健、医療、福祉、住まい、就労、その他の適切な支援が包括的に確保されなければならない
- 「精神障害者等」とは、既に医療や福祉のサービスを受けている「精神障害者」のみならず、日常生活を営む上での精神保健の課題を抱える者(メンタルヘルス不調がある者)
- 精神障害の有無や程度にかかわらず必要に応じて適切な支援を受けられる体制整備が求められている

厚生労働省	雇用均等・児童家庭局	母子保健課 (母子保健法)	母子健康手帳交付 妊産婦・乳幼児健診
	健康局	生活習慣病対策室 (健康増進法)	がん検診 食生活改善推進事業
	保険局	高齢者医療課 (高齢者の医療確保に関する法律)	特定健診・保健指導 後期高齢者健診
	老健局	老人保健課 (介護保険法)	介護認定 介護予防
	社会・援護局	障害保健福祉課 (障害者自立支援法)	地域生活支援事業 自立訓練
	労働基準局	労働衛生課 (労働安全衛生法)	職員のメンタルヘルス 対策
内閣府	政策統括官	(食育基本法)	食育
	大臣官房	自殺対策推進室	自殺予防対策
法務省	人権擁護局	人権教育及び人権啓 発の推進に関する法律	人権擁護に関する相談 及び対策
文科	スポーツ・青少年局	企画・体育課 (スポーツ振興法)	スポーツ振興計画

100以上の事業

市町村(多省・多課から分野別に事業等
に関する法令・通知が下りてくる)



地域生活定着支援センターが情報共有(連絡)および連携・協働経験がある関係機関(n=119)

	医療機関		保健所		市町村: 保健		市町村: 福祉*		社会福祉事務所		地域包括支援センター		福祉施設	
	n	%	n	%	n	%	n	%	n	%	n	%	n	%
無	4	3.4	48	40.3	47	39.5	16	13.4	34	28.6	14	11.8	25	21.0
したことがある	36	30.3	61	51.3	40	33.6	35	29.4	30	25.2	56	47.1	38	31.9
よくしている	79	66.4	10	8.4	32	26.9	68	57.1	55	46.2	49	41.2	56	47.1

*: 社会福祉事務所以外の福祉部署(町村で社会福祉事務所を設置していない場合など)

参照)大西眞由美, 川崎涼子(2022年11月).

「健康課題をもつ刑事施設入所経験者等に対する包括的継続健康生活支援に関する研究」

情報共有(連絡)および連携・協働経験がある職種

	ケアマネ ジエジャー		ソーシャルワ ーカー		精神保健 福祉士		医師		保健師		その他		職種不 明	
	n	%	n	%	n	%	n	%	n	%	n	%	n	%
地域定 着スタッフ (n=119)	98	82.4	115	96.6	99	83.2	87	73.1	63	52.9	18	15.1	5	4.2
保護観 察官 (n=196)	60	30.6	156	79.6	122	62.2	92	46.9	64	32.7	20	10.2	18	9.2
更生保 護施設 (n=172)	69	40.1	131	76.2	72	41.9	93	54.1	49	28.5	24	14.0	10	5.8

参照)大西眞由美, 川崎涼子(2022年11月).

「健康課題をもつ刑事施設入所経験者等に対する包括的継続健康生活支援に関する研究」

全国市区町村保健師(健康増進&特定健診担当部署)の 刑事施設入所経験者への支援経験

経験あり／多分あり		わからない		経験なし	
n	%	n	%	n	%
204	15.4	247	18.7	873	65.9

参照)大西眞由美, 川崎涼子(2022年11月).

「健康課題をもつ刑事施設入所経験者等に対する包括的継続健康生活支援に関する研究」

全国市区町村保健師(健康増進 & 特定健診担当部署)の刑事施設入所経験者 への支援経験有無別の情報収集重要度

「とても重要である」と回答した者	経験あり／ 多分あり (n=204)		わからない (n=247)		経験なし (n=873)	
	n	%	n	%	n	%
病歴・受診歴	178	87.7	222	89.9	767	88.1
教育歴	69	33.8	52	21.1	278	32.0
家族構成・家族歴	143	70.1	134	54.5	545	62.6
現在の経済状況	133	65.2	133	53.8	465	53.3
支援者・関係者の連絡先	136	67.0	99	40.4	454	52.2
刑事施設への入所期間	33	16.3	33	13.4	150	17.2
刑事施設入所の罪名	55	27.0	32	13.0	173	19.9

参照)大西眞由美, 川崎涼子(2022年11月).

「健康課題をもつ刑事施設入所経験者等に対する包括的継続健康生活支援に関する研究」

沖縄県を除く九州7県の地域包括支援センターに所属する保健師および 社会福祉士が「対応した経験がある」社会的脆弱性のある事例

	保健師 (n=210)		社会福祉士 (n=229)	
	n	%	n	%
支援の拒否がある	208	99.0	225	98.3
認知症の独居高齢者	208	99.0	223	97.4
経済的困窮がある	189	90.0	223	97.4
セルフネグレクト(ゴミ屋敷生活など)	179	85.2	211	92.1
薬物以外のアディクション(ギャンブル、アルコールなど)	168	80.0	197	86.0
虐待を受けている	165	78.6	218	95.2
暴力をふるう	122	58.1	169	73.8
受刑歴がある	58	27.6	87	38.0
薬物乱用・依存	32	15.2	38	16.6
住所不定者(路上生活者)	28	13.3	39	17.0
外国人	14	6.7	18	7.9

参照)大西真由美, 川崎涼子(2022年11月).
「健康課題をもつ刑事施設入所経験者等に対する包括的継続健康生活支援に関する研究」

保健師や他の職種・機関のことを理解して、繋がろう

- 連携するには、**相手を知る**ことが必要(保健師も地域生活定着支援センターのことを知る必要がある)
- 保健医療福祉のみならず、司法、警察や教育の他、民間・NPOなど、多職種・多機関連携する相手の役割・得意なことと限界を理解した上で、「**重なり合う部分**」や「**共通言語**」を見つけよう
- ➔ 職種や立場によって「使用言語」が異なることを理解しよう
- 多様な職種・機関による様々な視点から、問題が複雑化する前に気づき、適切な支援につなげるために、困りごとを抱える人や生きにくさを抱える人の**ライフコース全体に着目**したアセスメントと対応・支援が重要